

石狩市産後ケア事業（訪問型）について（案）

〔目的〕

出産後に、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、心身の不調又は育児不安がある等、支援を必要とする母親を対象とし、心身の休息と育児不安の解消を図り、親子の愛着形成を育み、産後も安心して育児が出来ることを目的とする。

〔概要〕

（１）実施施設

- ・みうら母乳育児相談室（石狩市花畔４条１丁目１２１番地）

（２）対象

下記の全てに該当する石狩市民

- ①生後４か月未満の乳児と母親
 - ②家族などから援助が受けられない方
 - ③産後の心身の不調または育児不安がある方
- ※医療行為が必要な方は不可

（３）内容

- ・利用回数：５回まで
- ・利用日時：月曜日から土曜日（原則として）
９時から１７時 ※事情に応じて検討
- ・産後ケア（宿泊型）と併せて利用が可能。
（１泊２日を１回とし、併せて５回まで利用できる）

（４）ケア内容

- ・母親の母体管理、精神的ケア及び生活面の指導
- ・乳房手当に関する相談及び指導
- ・沐浴、授乳等の育児手技に関する相談及び指導
- ・母体の体力回復への支援
- ・新生児及び乳児の発育・発達に関する相談及び指導
- ・家庭における子育てや生活に関する相談及び指導
- ・その他必要とする育児に関する相談及び指導

《産後ケア事業（訪問型）自己負担額（案）》

一般世帯	生活保護世帯 市民税非課税世帯
1回 600円	無料

《事業実施時期》

平成30年7月1日

《参考》

苫小牧市の産後ケア事業（訪問型）の自己負担額

一般世帯	生活保護世帯 市民税非課税世帯	利用できる回数
1回 1,200円	無料	最大10回まで